

事業主の皆様へ

資格取得の事務手続きに関するお願い

中部アイティ産業健康保険組合

目次

- ✓背景
- ✓お願い事項
- ✓まとめ

背景

保険証廃止日(2024年12月2日)以降、当健保組合では新規資格取得者に対して、資格取得届および被扶養者異動届(以下、「資格取得届等」という。)の資格確認書発行要否欄のチェックボックスと資格確認書交付申請書により資格確認書を交付するという運用を行ってきました。



しかしながら・・・

今般、マイナ保険証保有者など資格確認書交付対象者でない方についても資格確認書を交付している実態が判明したため、今後の届出については、次頁以降のお願い事項に沿った対応をお願いします。

お願い事項①

資格取得届等は、入社日前に提出ください。

資格取得届等を入社日前(原則入社日の2週間前)までに提出いただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。



事前点検の届出として受理した届書は、健保組合で資格確認書の可否を判定して必要な方へ資格確認書を交付します。健保組合で資格確認書の可否を判定するため、資格取得届等の資格確認書発行要否欄の記載および資格確認書交付申請書の提出は不要です。(資格確認書発行要否の確認は、届出受理後、最短で3営業日かかります。)

決定通知書および資格確認書等の発行、発送は資格取得日以降となります。

なお、事前点検は健保組合に限り認められた取り扱いですので、入社日以降、厚生年金のお届出の際は、年金整理番号欄に当健保組合が発行した決定通知書の被保険者番号を転記してください。

まとめ

資格確認書を本来必要な方に交付することは、健保組合および事業所担当者様の事務処理コスト※を適正化する観点から、非常に重要な取り組みとなります。ついては、お願い事項①、②について、速やかに対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【※資格確認書の交付事務を適正化することで軽減される事業所担当者様の事務処理コスト】

- ① 加入者が資格取得した場合に資格確認書を加入者へ配布するコスト
- ② 加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書をき損した場合に資格確認書を回収して健保組合へ提出するコスト
- ③ マイナ保険証登録済であるにもかかわらず、資格確認書の交付申請をした方の資格確認書の回収および健保組合への返却するコスト

【追加事項:】

就職・転職者向けリーフレットのご用意もございますので、配布にご協力をお願いします。

